

組合 Q & A

理事会の定足数の数え方

理事数が大幅に減少した場合でも残った理事の過半数出席で理事会は成立か

理事会の議事は、議決に加わることができる理事（以下単に「理事」という。議決に加われないのは特別利害関係人）の過半数が出席してその過半数で決することになっています。過半数の出席が理事会の成立要件です。

この成立要件の数え方は、理事会開催日の理事の人数を基準にカウントします。理事定数が「一〇〜二人」で一〇人の理事が実在し、特別利害関係人がいなければ、一〇人の過半数は六人以上ですから、六人が定足数になります。

理事の人数が定数の幅の範囲内であれば、実際にいる理事の数を基準にします。問題は、下限の一〇人を割ってしまった場合です。法律が規定する理事の最低数は三人です。極端な話、三人になってしまっても、その過半数の二人が出席すれば理事会は成立するので

でしょうか。

組合で決めた定数が一〇〜二人であるのに、三人に減ったから定数は二人だ、というのはあまりにも不自然ですから、歯止めが必要で、歯止めは、下限の定数の過半数と考えられています。下限の半数以下の理事会はあり得ないということ。理事の実在数が下限の一〇人を割った場合は、六人を定足数にします。

理事数が下限の一〇人ギリギリだったが、脱退や死亡で七人になってしまった、この場合の理事会の定足数は、七人の過半数四人ではなく一〇人の過半数の六人と考えるのです。

下限の数一〇人は組合が自ら決めた理事の最低人数です。その一〇人の過半数である六人の理事会ならば、通常の組合運営でもあり得ないことはありません。ですから、下限の過半数は、理事会開催の必要条件というわけです。

それでは、下限の過半数以下になった場合にはどうすればよいでしょうか。下限が一〇人の場合は、理事が五人以下になったら理事会は開催できません。理事会を開けなければ、補充選挙の総会も開け

ません。そうした事態になる前に、補充選挙をするか、定数を減らす定款変更をすべきだということになります。

理事が四人残っていて全員賛成なら、成立要件は満たしていても可決要件をクリアしているから、問題ないではないかと言われるのですが、そもそも全員賛成を前提とした理事会はありえないと考えるべきです。

組合の分裂などで大量の組合員が脱退して、理事会開催不能の事態がまれに生じます。もし、そうなった場合は組合員が行政庁の承認を得て総会を開催し、理事の選出を行い理事会を開催できる体制を整備することになります。

ポイント

- ★ 理事会の定足数は理事の実在数の過半数
- ★ 下限の人数を割った場合は下限の過半数

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 以下の質問に○・×でお答えください。

【第1問】 組合員が、理事会を招集することとはできない。

【第2問】 中小企業組合における相互扶助とは、単独では不足する経営資源を協同の組織により相互に補充することを基本理念とする助け合いのことである。

【第3問】 自由脱退は、一般に90日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。

【第4問】 加入申し込みがあった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。

【第5問】 相互扶助の組織では、弱い者は強い者に助けてもらう権利がある。

《解答》 第1問：×、第2問：○、第3問：○、第4問：×、第5問：×